

個人情報の共同利用の公表について

令和7年11月10日改訂

個人情報保護法においては、個人データを第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。

茨城県農協健康保険組合（以下「当組合」という。）では、健康診査事業について、当組合の適用事業所の事業主（以下「事業主」という。）と共同実施し、健診データを共同利用しております。

また、高額な医療費が発生した場合に、健康保険組合連合会（以下「健保連」という。）が実施する高額医療交付金交付事業（以下「高額医療事業」という。）から医療費の助成を受けるため、診療報酬明細書データを共同利用しております。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名及び住所並びに法人代表者の氏名について、次のように公表いたします。

第1. 当組合並びに事業主が共同で実施する健康診査事業の公表について

1. 事業主との健康診査事業の共同実施について

当組合では、被保険者の健康管理を考える上で効率的、効果的であるため、事業主とともに、健康診査事業を共同実施しております。

2. 共同利用する健診データ項目について

当組合が実施し助成を行っている特定健診・生活習慣病予防健診・人間ドック・各種専門検査の受診者に係る事業所名称、氏名、生年月日、年齢、性別、記号・番号、受診年月日、健診機関名、既往歴、所見、健診結果など

3. 健診データを共同利用する者の範囲について

- ・事業所 事業主、人事・労務担当責任者および健保事務担当者、産業医
- ・当組合 茨城県農協健康保険組合役職員、保健師

4. 健診データを共同利用する者の利用目的について

- ・ 事業主においては、労働安全衛生法の目的に沿って、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進します。また、職場だけでなく、労働者が健康な日常生活を送れるように、茨城県農協健康保険組合とともに、健康の保持・増進に努めます。

具体的健診データの利用は、人事・労務担当部門でデータ保存し、健診医、事業所の産業医の判定と指示にしたがって、保健師による健康相談、健康指導及び受診勧奨を実施します。

- ・ 当組合においては、健康保険法第 150 条の趣旨に則り、事業主とともに、被保険者の健康の保持・増進に努めます。

具体的健診データの利用は、当組合のコンピューターにデータ保存し、健康診断助成金支払・健診状況及び未受診者抽出・医療費等の分析に利用します。また、生活習慣病重症化予防対象者及び予備群を健診データを基に抽出し、保健師による健康相談・健康指導を行います。その他、被保険者の利益に資することを目的に利用します。

5. 健診データの管理責任者名について

- ・ 事業主 人事・労務担当責任者
- ・ 当組合 常務理事

第 2. 健康保険組合及び健康保険組合連合会が共同で実施する 高額医療交付金交付事業の公表について

1. 健保連との高額医療事業の共同実施について

健康保険組合と健保連では、健康保険法附則第 2 条に基づく事業として、組合が高額な医療費が発生した場合に、その費用の一部を健保連から交付する事業を実施しています。その事業の申請のために、①診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む。以下「レセプト」という。）については、電子レセプトの CSV 情報、もしくは紙レセプトのコピー、②当該レセプト患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求金額などを記録（記載）した「交付金交付申請総括明細データ」、もしくは「交付金交付申請総括明細書」を健保連組合サポート部交付金交付事業高額医療グループに提出します。この交付を受けることによって、当組合の高額医療費の支出が軽減されることとなります。

2. 共同利用する個人データ項目について

前項の「交付金交付申請総括明細データ」もしくは「交付金交付申請総括明細書」の記載項目のほか、レセプト記載データの全ての項目

3. レセプトデータを共同利用する者の範囲について

- ・当組合 茨城県農協健康保険組合役職員
- ・健保連 組合サポート部交付金交付事業高額医療グループ
- ・業務委託先 公益財団法人日本生産性本部 ICT・ヘルスケア推進部及び協力会社

4. レセプトデータを共同利用する者の利用目的について

当組合においては、高額医療事業の申請を行うことによって、医療費の一部の交付を受けるためにレセプトデータを利用します。

健保連組合サポート部交付金交付事業高額医療グループにおいては、全組合からの申請を受理するため、当該組合からの申請が間違いないかをチェックし、適正な交付を行うために利用します。また、特に高額である1月1千万円以上のレセプトについては、個人情報を除いた上で、金額、主病名などについて公表することによって、医療費の高額化傾向を訴えていく材料とします。

5. レセプトデータ等の管理責任者の氏名又は名称及び住所並びに法人の代表者氏名

茨城県農協健康保険組合 茨城県水戸市梅香1-5-5

理事長 八木岡 努

管理責任者 常務理事